

税務署からのお知らせ

**確定申告会場は
2月16日(木)から!**

三国税務署の確定申告会場の開設日は、2月16日(木)です。税務署の確定申告会場で申告書を作成する人は開設日以降、3月15日(水)までの期間(土日は除く)にお越しください。

なお、税務署の受け付けで確定申告書等を提出する場合には、マイナンバーの確認作業に時間を要し、お待ちいただくことがあります。

休日の相談・申告会場の開設

2月19日(日)と2月26日(日)に限り、福井税務署で確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。

確定申告書の作成は 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」で!



「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力することで、控除額や税額が自動計算され、確定申告書や青色決算書などが作成できます。作成した申告書等は、ご自宅のプリンタで印刷して郵送等により税務署へ提出することができます。

また、同コーナーの画面上からそのままe-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して税務署に送信(申告)することもできます。

お電話でご相談ください!

不明な点は、自宅などから電話で問い合わせることができます。

税務署の混雑時には長時間お待ちいただく場合がありますので、まずは電話でご相談ください。

平成29年1月19日(木)から3月15日(水)の期間中、「確定申告電話相談センター」にて所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告に関する質問やご相談にお答えします。

三国税務署に電話(☎81-3211)し、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

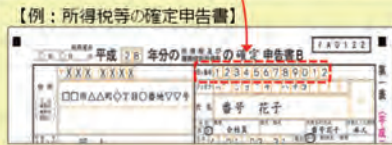
また、国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。携帯電話からも接続可能です。
(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)

問合せ 三国税務署
☎81-3211 (自動音声案内)

申告書には マイナンバーが必要です!

1. 申告書へのマイナンバーの記載

申告者ご本人や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。



2. 本人確認書類の提示又は写しの添付

申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



控除対象配偶者、扶養親族や
事業専従者がいる場合は、
その方のマイナンバーの記載が必要です。
※ 控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者の
マイナンバーがわかるものの提示又は写しの添付は
不要です。



申告相談に必要なもの

■マイナンバーカード

《お持ちの人は》

マイナンバーカードのコピー(表面と裏面の両方)

《お持ちでない人は》

【番号確認書類】

- ・通知カード
- ・住民票の写し(マイナンバー記載があるものに限り)
などのうちいずれか一つのコピー

+

【身元確認書類】

- ・運転免許証
- ・健康保険証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- などのうちいずれか一つのコピー

■印鑑(認印)

■給与や公的年金などの源泉徴収票

■社会保険料(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料など)や生命保険料・地震保険料などの控除証明書

■医療費の領収書の原本(医療費控除を受ける人)

■介護保険による障害者控除対象者認定書(該当する人)

■農業や不動産所得がある人は収支内訳書

■申告者本人の金融機関の口座番号 (所得税の還付申告をする人)

所得税と市・県民税の申告は

3月15日 までに行いましょう!

確定申告を
お忘れなく!

平成28年分の所得税と市・県民税の申告相談は、**2月16日(木)から3月15日(水)まで**となっています(土日を除く)。

期間中、次のとおり申告相談窓口を設けますので、期限までに必ず申告してください。

なお、午前中や月曜日、申告期限間近には混雑が予想されますので、できるだけ対象地区の割当日をご利用ください。

問合せ 税務課 市民税G ☎73-8011

相談時間

8時30分~12時

(受け付けは11時30分まで)

13時~17時

(受け付けは16時30分まで)

申告会場

市役所1階 101会議室



とき	対象地区
2月16日(木)	轟木・新田・東善寺・谷島・上番・根上り・仏徳寺・中番
17日(金)	新・古・東・六日・旭・新富・天王・水口・十日・脇出・上八日・八日・下八日
20日(月)	下番・玉木・河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜
21日(火)	坂ノ下・稲荷山・千束・新用・馬場・春日・榛ノ木原・中央・北稲越
22日(水)	向ヶ丘・若葉台・桜ヶ丘・東山・後山・清滝・鎌谷・柵・権世・権世市野々・吉崎地区
23日(木)	国影・井江霞・横垣・重義・番田・田中々・堀江十楽・布目・赤尾・富津
24日(金)	中川・東田中・瓜生・南疋田・北疋田・次郎丸・御簾尾・北野・北・前谷
27日(月)	伊井・古屋石塚・桑原・清間・矢地・菅野・南稲越・河原井手・池口
28日(火)	北瀨東・北瀨西・浜坂・波松・城・城新田・番堂野・十三
3月1日(水)	滝・青ノ木・宮谷・山室・高塚・清王・山西方寺・柿原・山十楽
2日(木)	坂口・蓮ヶ浦・細呂木・橋屋・樋山・指中・沢・嫁威・細呂木駅前・日の出
3日(金)	舟津・二面・牛山・松影・新成・宮王・桜
6日(月)	笹岡・熊坂・下金屋・畝市野々・牛ノ谷・上野・名泉郷
7日(火)	温泉地区・御鷹・光明・翠明・河水苑
8日(水)	全地区
15日(水)	

▼所得税の確定申告が必要な人

- ・事業所得(農業所得など)や不動産所得などがある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
 - ・給与の収入金額が2000万円を超える人
 - ・給与と所得のある人で、それ以外の所得の合計額が20万円を超える人
 - ・2カ所以上から給与を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額とそれ以外の所得の合計額が20万円を超える人
 - ・年金所得のある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
- ※年金の収入金額が400万円以下で、年金所得以外の所得の合計額が20万円以下である場合には申告する必要はありません。

▼市・県民税の申告が必要な人

平成29年1月1日現在あわら市に住民登録のある人は、所得の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要です。

- ただし、次に該当する人は申告する必要はありません。
- ・所得税の確定申告をする人
 - ・給与所得、年金所得のみの人で、その支払者から支払報告書が提出されている人
 - ・控除対象配偶者または扶養親族として扶養控除の対象にされている人で、所得のない人

イータックス e-Tax コーナーのご利用を!

次の日程で、市役所1階の申告会場にe-Tax(国税電子申告・納税システム)コーナーを設置します。北陸税理士会三国支部の税理士がサポートしますので、ぜひご利用ください。

とき 2月16日(木)~3月2日(木)
9時~12時、13時~16時

